

防災士資格取得試験・練習問題（解答と解説）

（解答）

問題 No.	解答						
1	○	21	×	41	×	61	×
2	○	22	×	42	×	62	○
3	×	23	×	43	×	63	○
4	×	24	×	44	○	64	○
5	×	25	○	45	○	65	○
6	×	26	○	46	○	66	×
7	×	27	○	47	×	67	○
8	○	28	×	48	×	68	×
9	×	29	×	49	×	69	○
10	×	30	×	50	○	70	○
11	○	31	×	51	×	71	×
12	×	32	×	52	×	72	○
13	×	33	○	53	×	73	×
14	×	34	×	54	○	74	×
15	○	35	○	55	○	75	×
16	×	36	○	56	○	/	
17	○	37	×	57	×		
18	○	38	×	58	○		
19	×	39	○	59	○		
20	○	40	○	60	○		

(解説)

【第1講】地震・津波による災害

問1 ○

内陸直下の地震は一般的に震源が浅く直上の地表が激しく揺れて局所的ではあるが甚大な災害を引き起こす。

問2 ○

海のプレートが陸のプレートを引きずり込み、ある所で陸側のプレートが大きく反発する。この仕組み上大規模な断層運動が発生するため。

問3 ×

このタイプの地震は「海洋プレート内地震」あるいは「スラブ内地震」と呼ばれる。

【第2講】気象災害・風水害

問4 ×

15m/s以上の強風域の半径である。

問5 ×

70%以上ではなく、70%である。

問6 ×

500km未満なので大きさの指定は無い。

【第3講】土砂災害

問7 ×

約7割である。

問8 ○

記述通りである。

問9 ×

市区町村ではなく、都道府県が指定する。

【第4講】火山災害

問10 ×

二酸化硫黄ではなく、水蒸気が大部分を占める。

問11 ○

ラハールは外国での呼び方で、日本でもそう呼ぶことが多い。

問12 ×

2015年9月に発生した阿蘇山の噴火である。

【第5講】 広域・大規模災害

問 13 ×

③は水素ではなく、酸素である。

問 14 ×

「たばこ」が3,209件で最多、次に「たき火」が3,105件と続き、「こんろ」は2,771件で三番目に多かった(次が放火)。

問 15 ○

新築住宅については2016年から、既存住宅についても2011年6月までに全国の市町村において、条例に基づき義務化された。

【補講1】 近年の主な自然災害

問 16 ×

6割ではなく、8割である。

問 17 ○

記述通りである。

問 18 ○

記述通りである。

【第6講】被害想定・ハザードマップ

問 19 ×

被害推定式だけでなくシミュレーションによっても推定している。

問 20 ○

記述通りである。

問 21 ×

ハザードマップは災害発生の場所や規模など一定の前提条件の下で定められており、それ以上の被害をもたらすような災害も発生する可能性を排除するものではない。

【第7講】災害関連情報と予報・警報

問 22 ×

注意報が発表される。警報は「重大な」災害が起こるおそれのある時に発表される。

問 23 ×

気象庁のみが注意報・警報を発表できる。

問 24 ×

6段階ではなく、5段階である。

【第8講】災害情報の活用と発信

問 25 ○

現在、携帯電話各社がインターネットを利用した災害用伝言板（Web171）を運用している。

問 26 ○

記述通りである。

問 27 ○

記述通りである。多くの流言は連鎖的であるとともに恣意的であり、情報はねずみ算的に広がっていくという。

【第9講】行政の被害対策と危機管理

問 28 ×

「大規模な火事若しくは爆発」といった人為的被害も含まれており、政令においてさらに拡大されている。

問 29 ×

会長は内閣総理大臣である。

問 30 ×

「調査済み」は青色ではなく、緑色である。

【第 10 講】 行政の災害救助・応急対策

問 31 ×

第 1 条後段。保護対象は「災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者」である。

問 32 ×

建設型仮設住宅については、災害発生の日から 30 日以内ではなく 20 日以内である。

問 33 ○

記述通りである。

【第 11 講】 復旧・復興と被災者支援

問 34 ×

災害対策基本法は第 97 条で激甚災害を「著しく激甚な災害」と定義しており、特例措置は別に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で規定している。

問 35 ○

記述通りである。これらの額は住宅の被害程度によって変動する。

問 36 ○

「大規模災害からの復興に関する法律」第四条で規定されている。なお本部長は内閣総理大臣を充てるとされている(同第 5 条第 1 項)。

【第12講】災害医療とこころのケア

問 37 ×

衣類や靴は脱がせると紛失するおそれがあるため、トリアージタグは手首または足首に付ける。

問 38 ×

挟まれた部位の筋肉が壊死してクラッシュシンドロームを発症しているおそれがある。安易に圧迫を取り除いてはならない。

問 39 ○

記述通りである。災害現場で職業的救援者は①危機的ストレス、②累積的ストレス、③基礎的ストレスを受けるとされる。

【第13講】ライフライン・交通インフラの確保

問 40 ○

記述通りである。

問 41 ×

震度6程度以上ではなく、震度5程度以上である。

問 42 ×

窓を閉め、ドアをロックしないのが避難原則とされている。

【第14講】企業・団体の事業継続

問 43 ×

70.8%であった。BCP 策定中の大企業を含めると約 85%となっている。

問 44 ○

記述通りである。

問 45 ○

記述通りであり、事業継続力強化計画と呼ばれる。

【第15講】地震・津波への備え

問 46 ○

記述通りである。

問 47 ×

15～30%ではなく、30～50%であった。

問 48 ×

単独使用は効果が小さく、ポール式などと併用すると良い。

【補講2】耐震診断と補強

問 49 ×

十勝沖地震後の1971年に耐震基準の見直しが行われたが、1978年に発生した宮城県沖地震による教訓として1981年に新耐震基準が施行された。

問 50 ○

記述通りである。他に在来軸組工法、ツーバイフォー工法がある。

問 51 ×

記述は「制震」工法のものである。「免震」は地面と建物の間に入れた免震装置が地面と建物の縁を切って建物が揺れが伝わらないようにする工法である。

【第16講】風水害・土砂災害等への備え

問 52 ×

[中]は[高]ほど可能性は高くないが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となり得ることを示しており、いずれも警報発表の可能性を示している。

問 53 ×

竜巻注意「報」ではなく、竜巻注意「情報」である。

問 54 ○

記述通りである。なお、警戒レベル3は「高齢者等避難」である。

【補講 3】 災害と損害保険

問 55 ○

記述通りである。

問 56 ○

記述通りである。

問 57 ×

補償対象である。

【第 17 講】 自主防災活動と地区防災計画

問 58 ○

記述通りである。

問 59 ○

記述通りである。

問 60 ○

記述通りである。

【第 18 講】避難所の設置と運営協力

問 61 ×

被害を受けた人だけではなく、被害を受ける可能性がある人も対象である。また必ずしも地域の住民に限定されない。

問 62 ○

記述通りである。利用可能な施設として小中学校などの一般の避難所となっている施設、老人福祉施設などがある。

問 63 ○

記述通りである。難民キャンプ等で「生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」として NGO 等がとりまとめたものである。

【第 19 講】地域防災と多様性への配慮

問 64 ○

記述通りである。ただし 3 年間の猶予期間を設け、2024 年から義務化された。

問 65 ○

記述通りである。

問 66 ×

6 つではなく、7 つ。女性は防災・復興の「主体的な担い手」とあるという方針は地域防災においても重要である。

【第 20 講】 災害ボランティア活動

問 67 ○

記述通りである。

問 68 ×

刻一刻と状況が変化し、ニーズも環境も大きく変わっていく。

問 69 ○

記述通りである。被災者だけでなく、支援者やボランティアも被災地では同じようにストレスにさらされるため、こころのケアが必要になる。

【第 21 講】 防災士に期待される活動

問 70 ○

記述通りである。

問 71 ×

30 万人ではなく、27 万人を超えた。

問 72 ○

記述通りである。

【補講 4】 防災士が行う各種訓練

問 73 ×

テンポは1分間に100～120回のペースで行う。

問 74 ×

「振り返り」の時間をゆっくり取り、各カードへの対応や避難者の配置が適切であったか等、参加者の理解が深まることが望ましい。

問 75 ×

「どちらともいえない」という選択肢はなく、「Yes」か「No」のどちらかで回答する。